

令和6年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務
公募型企画競争提案説明書（募集要領）

1 業務の名称

令和6年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務

2 業務の目的及び内容

令和6年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務仕様書【別添1】のとおり

3 業務委託契約の概要

- (1) 契約方法 公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約
※具体的な契約内容については、契約候補者と札幌市との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。
※契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する可能性がある。
- (2) 告示日 2024年4月22日（月）
- (3) 履行期間 契約締結日から2025年3月31日まで
- (4) 予算規模 本業務の上限は、9,950,000円とする（消費税及び地方消費税を含む）。
※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案を求める事項

【別添1】仕様書に記載のとおり。

5 参加手続きに関する事項(申込方法)

- (1) 提出資料等
- ア 参加意向申出書【様式1】
 - イ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書【様式2】
 - ウ 企画提案者概要【様式3】
 - エ 企画書【自由様式】
※企画書の分量は、添付資料等を含め、A4判・長辺綴じ、最大15ページとする。
 - オ 積算書【自由様式】
※積算根拠が分かるように記載すること。なお、契約額を確約するものではない。
- (2) 様式の入手方法
札幌市公式ホームページ（市民文化局文化部一般競争入札等情報）に掲載する。
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/ippann.html>
- (3) 日程（予定）
- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ 企画提案の公募開始 | 2024年4月22日（月） |
| ・ 質問の受付（下記①） | 2024年5月8日（水）15時まで |
| ・ 資料の提出（下記②） | 2024年5月10日（金）15時まで |
| ・ 参加資格等の確認（下記③） | 2024年5月15日（水） |
| ・ 審査会（ヒアリング）（下記④） | 2024年5月17日（金） |
| ・ 契約締結 | 2024年6月中旬 |

- ① 質問の受付について
<質問方法>

質問がある場合は、提出期限までに「質問書」【様式4】に質問を簡潔に記入し、電子メールで以下のアドレスに送付すること。

creativecity@city.sapporo.jp

件名は「令和6年度メディアアート創造都市札幌の人材育成業務 質問書」とすること。

<回答方法>

質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に随時回答するほか、企画提案を受けけるうえで広く周知を図るべきと判断されるものについては、ホームページ上に掲載して公表する（質問者名は公表しない）。

② 資料の提出

以下のとおり提出すること。なお、各資料の提出後であっても参加資格を有さないことが判明した場合は、審査を行わない。

<提出期限> 2024年5月10日（金）15時00分

<提出方法> 郵送または持参

<提出先> 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階
札幌市市民文化局文化部文化振興課 創造都市ネットワーク担当

<部数>

- ・5(1)ア、イ 各1部
- ・5(1)ウ、エ、オを一式として8部、及びPDF形式の電子データ一式
- ・電子データはCD、DVD、又はUSBスティックメモリに格納して提出すること。

③ 参加資格の確認について

<参加資格の確認>

下記6に基づき確認を行い、参加資格を満たすことを確認した者について、令和6年度メディアアート創造都市札幌の人材育成業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が企画提案の審査を行う。なお、確認の結果、参加資格を満たさないことが判明した場合には、参加意向申出者あて通知する。

④ 審査会（ヒアリング）について

<評価方法>

- ・審査会に参加した実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。
- ・最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。
- ・評価基準表【別添2】のすべての評価項目について、上記5(1)ウ「企画提案者概要」、エ「企画書」、オ「積算書」の内容及びヒアリングの内容を評価する。
- ・最も点数が高い同点の企画提案者が2者以上あった場合、評価項目の「2. 企画提案内容」の評価点の合計が高い者を選定する。なお、「2. 企画提案内容」の評価点の合計も同点の場合には、同点となった企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。
- ・提案者が1者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として選定する。

<出席者>

総括責任者を含む最大2名までとする。

<開催場所・日時>

2024年5月17日（金）前後の日程において、提案者と調整の上決定する。下記12「問い合わせ先」に記載の住所の地にて、一堂に会する形式での開催を想定しているが、オンライン開催に変更する場合がある。オンライン開催の場合、使用するミーティングツールは「Skype、Microsoft Teams、Zoom」のいずれかから提案者と調整のうえ決定する。いずれの詳細も、2024年5月15日（水）までに個別に通知する。

<実施方法>

1 企画提案者当たり約20分（提案説明約10分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。

<提案説明の内容>

事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。パソコンの使用や、当日の追加資料の提出は認めない。

<選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等>

審査・選定の結果は、速やかに企画提案者全員に対して文書により通知する。なお、選定の結果に対する質問については、通知日から起算して10日以内に文書にて担当部局に提出すること。

6 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (2) 本企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員等が同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

7 企画提案にあたっての留意点

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 「創造都市さっぽろ宣言」やユネスコ創造都市ネットワーク加盟の意義、これまでの関連する取組等について、下記のホームページ等を通じて確認・把握した上で企画提案を行うこと。
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/creativecity/index.html>
- (3) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

8 参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

9 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

10 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 その他の注意事項

- (1) 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (2) 提出された企画書は返却しない。

- (3) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。
- (4) 企画書の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (6) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌時計台ビル 10 階

札幌市市民文化局文化部文化振興課 担当：星、西村

TEL 011-211-2261 FAX 011-218-5157

MAIL creativecity@city.sapporo.jp